

**【答申の概要】 諮問第200号** 特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する審査請求

件名	特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象文書	他の実施機関で行われた特定の懲戒処分に関する文書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	警察本部長（捜査第一課）
諮問期日	平成26年10月24日
主な論点	存否応答拒否の当否

**審査会の結論**

静岡県警察本部長の決定は、妥当である。

**審査会の判断**

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のように判断する。

1 本件対象公文書について

諮問庁の説明によれば、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て」という開示請求を受けたところ、パワーハラスメントとは、同じ職場内の優位性を背景に業務の範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える等の嫌がらせ行為をいい、度を越した身体的苦痛等の行為は、刑法に規定する暴行罪に当たり、さらに被害者が負傷を負えば、傷害罪に当たる可能性もあることから、実施機関において、本件パワーハラスメントの関係職員に係る暴行事件又は傷害事件に関する文書を対象としたとのことである。

これは、開示請求書の「請求に係る公文書の名称又は内容」欄に具体的な文書名の記載がないため、刑事訴訟法が適用されないようないわゆる刑事事件を所管する実施機関として、当該欄にある「事件」という記載を踏まえたものと解される。

この点、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が平成24年3月15日にとりまとめた「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」によれば、「職場のパワーハラスメント」とは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいい、「業務の適正な範囲」を超えることが要件とされているところ、公文書の特定に際して、同提言で示された典型的な6類型（①身体的な攻撃、②精神的な攻撃、③人間関係からの切り離し、④過大な要求、⑤過小な要求及び⑥個の侵害）のうち、行為時の状況等に関わらず、およそ業務の適正な範囲とはいえない①類型の暴行・傷害を対象としたものであり、特定が不合理であるとまではいえない。

2 本件対象公文書の存否応答拒否について

諮問庁の説明によれば、本件対象公文書の開示請求に対し、その存否を答えると、特定の個人が、暴行事件又は傷害事件の関係者として犯罪捜査の対象となったかどうかという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものであり、本件存否情

報は、条例第7条第2号に該当するとした上で、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで非開示決定を行ったものである。

(1) 条例第7条第2号本文該当性

そこで、まず、本件存否情報を明らかにすることにより、特定のパワーハラスメント行為の関係職員に関する条例第7条第2号の非開示情報が開示されることになるか否かを検討する。

この点、開示請求書では、「ある職員」、「当該加害職員」と記載されているのみで、特定のパワーハラスメント行為の関係者が特定されているわけではないが、当審査会事務局職員をして、静岡県立こころの医療センター、静岡県立総合病院及び静岡県立こども病院を設置・管理する静岡県立病院機構に確認したところによれば、そもそも同機構における年間の懲戒処分の事案件数は、全くないか、あったとしても1、2件程度と極めて少ないとのことである。

そうすると、本件対象公文書の存否を明らかにした場合、当時機構に勤務していた同僚等の一定範囲の者には被害者である職員を特定することが可能となり、本件存否情報が明らかとなって、当該職員の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、本件存否情報は、特定の職員の個人に関する情報であって、条例第7条第2号本文後段の情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第2号ただし書該当性

本件存否情報は、①これを公表する法令の規定も慣行もなく、②生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも開示することが必要な情報であると認めるに足りる特段の事情もなく、③公務員の職務の遂行に係るものであるとも認められないことから、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号の非開示情報に該当し、本件対象公文書の存否を答えるだけで、同号の非開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により開示請求を拒否し、非開示とした決定は妥当であると認められる。

審査請求人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。